



人と物の移動を見つめ支えます
国土交通省 **中国運輸局**

NEWS RELEASE

Chugoku Transport & Tourism Bureau

令和7年11月4日（同時発表）



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

国土交通省中国運輸局・公正取引委員会事務総局中国支所

中国運輸局・公正取引委員会中国支所が 合同で荷主等パトロールを実施します！！ ～物流分野全体の取引環境の適正化に向けて～

中国運輸局は、公正取引委員会事務総局中国支所と連携して、荷主事業者に対する合同パトロール等を実施することとしました。

国土交通省では、トラック運送事業の輸送力不足が懸念される「物流の2024問題」への対応をはじめとする物流分野全体の取引環境の適正化に向け、トラック・物流Gメンによる荷主事業者等への周知啓発活動のほか、適正な取引を阻害するおそれのある荷主事業者等に対しては是正指導を行っています。

公正取引委員会では、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「取適法」という。）の施行（令和8年1月1日）に向けて、同法の周知広報活動を積極的に行っています。

取適法は、「特定運送委託」^{（注1）}が規制対象取引として追加されるほか、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくための各種の改正が盛り込まれています。また、事業所管省庁においても委託事業者に対する指導及び助言ができるようになるなど、事業所管省庁との連携に係る規定も定められました。これらも踏まえ、公正取引委員会及び国土交通省は、取適法の施行に向けた連携強化を進めています。

その取組の一環として、国土交通省が物流分野全体の取引環境の適正化のために実施しているトラック・物流Gメン^{（注2）}による「集中監視月間」（令和7年10月～11月）において、荷主事業者等による取適法の違反行為や改正物流法の違反原因行為の未然防止等の観点から、下記のとおり、荷主事業者等への合同パトロールを広島県福山市内で実施します。

【お問い合わせ先】

※ 取材を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

中国運輸局自動車交通部 貨物課 田中・丸山・内藤

TEL：082-228-3438

Mail：cgt-chugokukamotsu@ki.mlit.go.jp

公正取引委員会事務総局中国支所 下請課 岩本・渡邊

TEL：082-228-1520

Mail：chugoku-shitauke2281520@jftc.go.jp

（注１）事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品（例：作成を請け負ったデザインに基づいて製造されたペットボトル）について、その取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に委託することをいいます。

（注２）令和５年７月に創設されたトラックＧメンは、長時間荷待ちなど、トラック事業者が法令遵守できなくなるおそれのある行為（違反原因行為）を行っている疑いのある荷主や元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく是正指導を行う部隊です。令和６年１１月には、物流産業全体の取引適正化を進めるため、トラックＧメンを「トラック・物流Ｇメン」へ改組し、物流担当部署の職員と、各都道府県のトラック協会の「Ｇメン調査員」を加えた総勢３６０名規模に体制を拡充しています。昨年の集中監視月間（１１月～１２月）には、「勧告」（２件）、「要請」（７件）、「働きかけ」（４２３件）の是正指導を行っています。

（中国運輸局・公正取引委員会事務総局中国支所荷主等合同パトロール概要）

- １ 実施日時 令和７年１１月６日（木）１３：００～１６：００ ※雨天決行
- ２ 場 所 広島県福山市内
- ３ 内 容 中国運輸局による荷主事業者等への周知
（改正物流法やトラック・物流Ｇメン制度等）
公正取引委員会による取適法の周知
（特定運送委託の概要、取引の際の遵守事項・禁止事項等）
- ４ 取材対応 情報収集及び周知の様子について撮影が可能です。
希望される場合は、１１月５日１５時までに、氏名、報道機関等名、連絡先の３点について上記問い合わせ先まで御登録をお願いします。集合場所については取材を希望された際にお伝えします。

留意事項

- ・ 駐車スペースの用意はありません。
- ・ パトロール実施中の取材や撮影については、取材者御自身において取材対象者（荷主事業者等）に許可を取ってください。